

議案第92号

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、香椎駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴い施行地区に含まれる地域の名称を改めるとともに、事務所の移転に伴いその所在地を改める必要があるによる。

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成11年福岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，千早五丁目及び香椎駅東一丁目」を「及び千早五丁目」に改める。

第5条中「東区御島崎二丁目2番35号」を「中央区天神一丁目8番1号」に改める。

附 則

この条例中第3条の改正規定は公布の日から，第5条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。